

池田町障がい者活躍推進計画

機関名	池田町
任命権者	池田町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障害者雇用における課題	<p>池田町においては、令和元年6月1日時点の法定雇用障がい者数は1名不足していたが、同年10月1日付けで、障がい者を1名雇用し、法定雇用数は達成した。しかし、実雇用率は2.46%で法定雇用率の2.50%を下回っている。</p> <p>また令和3年4月までに法定雇用率が0.1%引き上がることとなっており、今後法定雇用率を達成するため、採用活動を行うとともに、障がい者である職員の活躍の場を確保するため更なる体制整備や各種取組を行うことが重要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年度10月1日時点の実雇用率：2.46% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで定着状況を把握・進捗管理</p>
取組内容	
① 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員は、総務課人事系の職員から選任する。また、選任しようとする職員が資格要件を満たさない場合は、労働局等が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○障がいを持つ職員に対し相談先を周知する。</p> <p>○職員は、労働局などが開催する障がい者雇用に係る研修等に参加し、障がいに対する理解促進・啓発に努める。</p>
② 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○定期的に面談を実施し、障がい者と業務の適切なマッチングができていないか点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>

<p>③ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、意向調査等において、職場環境などへの必要な配慮等の有無について把握するとともに、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>○ワーク・ライフ・バランス推進のため、時間単位を含めた年次休暇等の取得を促進する。</p> <p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
<p>その他</p>	
<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>	